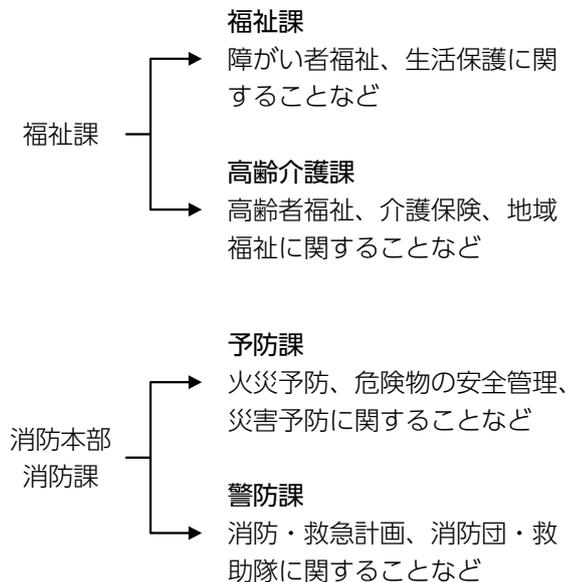
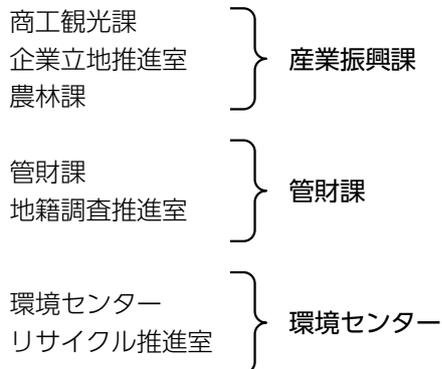


4月1日から、市役所の組織が一部変わります

◆課が分かります



◆課・室が統合します



◆課の名前が変わります



■問い合わせ 総合政策課 (内線212)

固定資産税の納税通知書発送、縦覧帳簿・課税台帳の閲覧

◆課税明細書および納税通知書は4月9日(月)に発送予定です

課税明細書は、所有者別資産の課税標準額が法定免税点（土地＝30万円、家屋＝20万円）以上の場合、納税通知書と合わせてお送りします。課税明細書は再発行できませんので、大切に保管してください。

◆固定資産縦覧帳簿の縦覧期間は4月2日(月)から第1期納期限までです

固定資産税の納税者の方は、縦覧帳簿を無料で縦覧することができます(平日午前8時30分～午後5時15分)。縦覧帳簿には、市内全ての土地の所在・地番・地目・地積・価格、家屋の所在・地番・

家屋番号・構造・種類・床面積・価格・建築年が記載されており、ご自身が所有する資産と比較ができます。

ただし、土地(家屋)のみの納税者の方は、家屋(土地)の縦覧はできません。

◆固定資産課税台帳を閲覧できます

縦覧期間中は、ご自身の固定資産課税台帳を無料で閲覧できます。課税台帳には、固定資産税・都市計画税の課税の基礎となる価格などが登録されており、納税者および借地・借家人などの方は、年間を通して課税台帳を閲覧することができます。手数料は1枚につき300円です。なお、借地・借家人などの方が閲覧する場合は、納税

者との関係を確認できる書類の提示が必要となります。

縦覧、閲覧をご希望の方は、税務課資産税係までお出掛けください。

現在、国会において地方税法等の改正案が審議されていますが、審議の結果次第では、発送日および第1期納期限を変更することもあります。その場合は、本紙4月1日号で発送日および第1期納期限をお知らせします。

また、発送日および第1期納期限が変更となった場合、課税台帳の閲覧開始日が縦覧帳簿の縦覧開始日より遅れることがありますので、ご了承ください。

■問い合わせ 税務課資産税係 (内線176・177)